

5.2.3 造成地等の給水幹線と給水分岐

造成地等の開発で給水幹線及び給水分岐については、次のとおりとする。

(1) 新規給水申込に関わる事項

- ① 造成地内の道路等に、給水幹線及び宅地内引込管を布設する場合は、事前に水道局給水係と協議し、その指導を受けること。
- ② 公道部分として寄付する予定の道路に布設した給水幹線については、申請時に寄付採納願(様式ア)を、完成後に寄付採納届(様式イ)を提出すること。
- ③ 申込及び完成配管図は、原則として縮尺 1/500 又は 1/1,000 で、分岐箇所、引込位置、止水栓、バルブ、仕切弁、管末等の関係位置を道路角、下水柵、消火栓等と相対的に明記すること。

(2) 給水幹線の布設

- ① 寄付採納を希望する給水幹線の計画水量算出については、一人平均使用水量は表 4-10 から求め、時間最大係数 $K_1(2.0)$ と瞬間最大係数 $K_2(1.5)$ を乗じた水量とする。
- ② 消火栓の設置については、申込者が消防局と協議し、その指示に従う。
- ③ 高台地区に布設する場合で、給水幹線の最小動水圧が $0.15\text{MPa}(1.5\text{kg}/\text{cm}^2)$ 以内に確保できない場合は、受水槽及び高置水槽を設置し、メーターは受水槽の流入側に設置することを原則とする。
- ④ 寄付採納を希望する給水幹線については、申請時に寄付採納願(様式ア)を、完成後に寄付採納届(様式イ)を提出すること。

(3) 給水分岐

- ① 宅地の区画割に変更のないこと。
- ② 各区画への分岐引込管の口径は、原則として $\phi 20\text{mm}$ 以上とする。
- ③ 引込工事だけの場合は、盗水防止のため止水栓の設置は認めない。
なお、2ヶ月以内に給水装置工事を施工する予定のある場合は、施工予定確認書の提出を求め、止水栓の設置を許可する。
- ④ 引込管は、官民境界から $1.5\sim 2.0\text{m}$ 間の宅地内の地中に金属製継手(パイプエンド等)で止水すること。この際、管末を明確にするため、直近に表示杭を立てること。(図 5-6) また、舗装進入路等で、官民境界から管末までの距離が 2.0m を超える場合は、分岐部直近の一次止水栓での止水を条件に引込管の延長布設を認める。
- ⑤ 官民境界での引込管の位置を明確にするため、原則として民地側に埋設管表示ピンを埋込むこと。(図 5-6)

(4) 所有者及び区画の変更

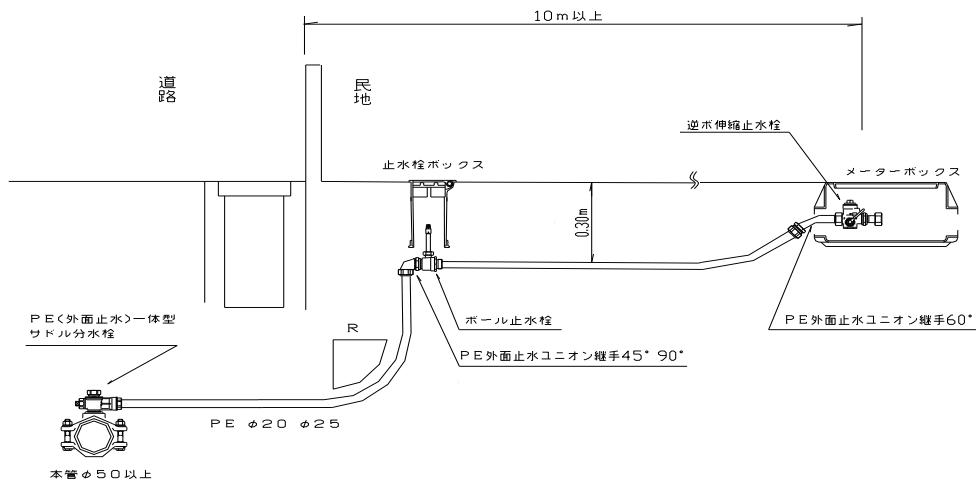
- ① 給水装置工事の内、分岐引込工事のみを申し込んだ者は、当該区画の給水工事の申込の際、当該区画への分岐引込管の所有権を、当該区画の給水装置工事申込者に移転するものとし、その旨を記した「造成地の所有権移転の確認書」(様式ス)をあらかじめ提出すること。

- ② 給水装置工事の内、分岐引込工事完了後に、区画変更等により一区画に2箇所以上の引込管を有することとなった場合は、使用する1箇所以外の引込管は、給水装置撤去工事を申込み全部撤去すること。この場合の費用は、申込者の負担とする。

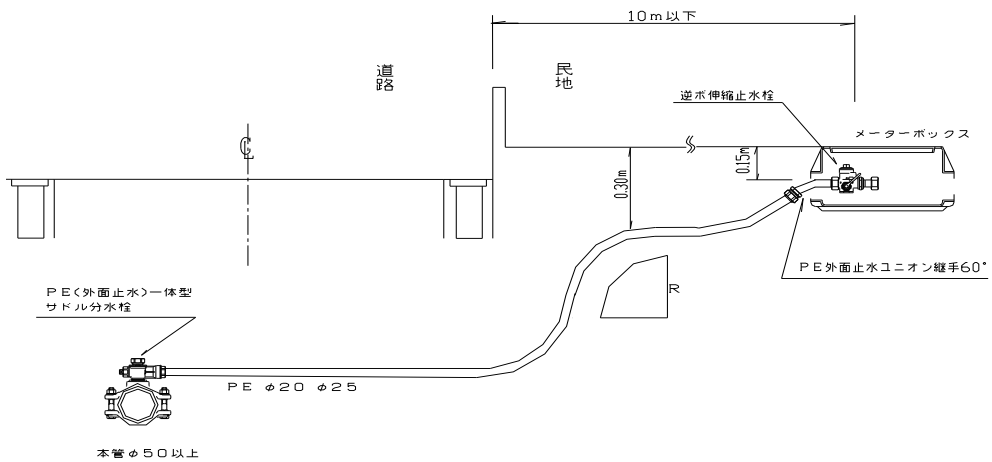
図 5-3

配水管 $\phi 50\text{mm}$ 以上 \times 給水管 $\phi 20 \cdot \phi 25$ の標準図

止水栓を設置する場合



止水栓を設置しない場合



<施工上の注意事項>

1. 外面止水型継手の場合は、PE管外面の面取り加工は確実に行う事。
2. 差し込み深さのマーキングは必ず行い、継手の奥まで確実に挿入する事。
3. ユニオン継手に使用するパッキンは、メタル入りパッキンを使用する事。
4. PE管の曲げは、許容最小曲げ半径 R は $\phi 20=55 \cdot \phi 25=70$ を超えない事。